

事業

那須塩原市消防団協力事業所表示制度の導入について

■制度導入の背景

消防団員は年々減少傾向にあり、定員割れが続いている状況となっています。また、就業形態が大きく変化し団員の被雇用者割合が増加する中、消防団の活性化や団員の確保のためには、消防団員を雇用する事業所のより一層の理解と協力が不可欠となっています。

そのため、消防団活動に協力的な事業所を消防団協力事業所として認定する「消防団協力事業所表示制度」を導入し、被雇用者における団員の確保や消防団活動のしやすい環境の整備を促進することで防災力の強化を図るものです。

■制度の概要

制度実施に必要な事項を定めた那須塩原市消防団協力事業所表示制度実施要綱を制定する。

(1) 認定手続き

- 認定を受けようとする事業所等は、市に申請書を提出する。また、消防団長等が事業所等の同意を得て、推薦書により市に推薦することができる。
- 市は、審査の上、認定基準に適合している事業所等を消防団協力事業所として認定する。
- 市は、認定した事業所等に表示証を交付する。
- 協力事業所は、事業所の見やすい場所に表示証を表示するほか、事業所のパンフレットやポスター等にも表示証を表示することができる。
- 市は、協力事業所の名称等を公表する。

(2) 認定基準（いずれかに該当すること。）

- ① 従業員のうち2名以上が那須塩原市消防団員として入団し、かつ、従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。
- ② 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力をしていること。
- ③ その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していること。

(3) 認定期間

2年間とする。(更新可)

■今後のスケジュール

- ・ 2月～ 制度周知
- ・ 3月1日 制度施行（認定申出受付開始）
- ・ 4月（予定）認定決定、表示証交付
- ・ 以降、随時、認定手続きを行う。